

用地加速化支援隊による市町村支援

用地取得等に困難な課題を抱える市町村の個別具体の事案の解決を支援するため、平成26年2月に関係省庁からなる「用地加速化支援隊」を創設。

背景・必要性

- 平成25年10月、用地取得手続を画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」をとりまとめ。
：財産管理制度や土地収用制度の手続期間の短縮、権利者調査や用地取得事務の外注の推進など
 - しかし、市町村の現場においては、加速化措置を十分に活用しきれていない場合も。
これまでも関係省庁等からなる実務支援チームにおいて、外注のためのノウハウ提供、財産管理制度の申立ての支援、解決事例の情報提供等を行ってきたところ。
 - 取得が困難な原因・事由等は個別性が強く、その解決にはノウハウ提供、事例提供以上の踏み込んだ新たな取組みが必要。
- ⇒ **用地加速化支援隊の創設**

ねらい・活動内容

- 取得が困難な用地※を対象に、個別の土地を巡る課題の解決を市町村とともに進める。
※相続手続未了、相続人多数、共有者多数、休眠抵当権など
- 具体的には、対象となる土地の登記記録、図面、戸籍、相続、地権者の意向等の個別具体の情報を市町村から聞き取り、復興庁（本庁・復興局）、法務局、地方整備局が、関係機関と連携し、行政手続、司法手続、民間の実務など、多様な専門的知識を活用※して課題の解決を図っていくもの。
※家裁の調停・審判手続の活用、供託による抵当権抹消手続の活用など
- 復興庁で採用し被災市町村に駐在する司法書士とも連携。

（参考）
体制図

